

# 都府県が策定した都市農業振興基本計画の比較

石原 肇<sup>†</sup>

## Comparison of Urban Agricultural Promotion Master Plan Formulated by Prefectures

ISHIHARA Hajime<sup>†</sup>

### 要 旨

本稿では、三大都市圏の中心をなす東京都・大阪府・愛知県を研究対象地域として、従前の都市農業振興施策の実施状況を把握した上で、本稿執筆時である2017年10月までに策定された6都府県の都市農業振興基本計画の比較を行い、今後の政策課題を明らかにする。相続税納税猶予制度の適用範囲、市街化区域内農地の貸し借り、農家以外の者の農業への参入の3点について政策課題があることが明らかとなった。これらの課題を解決するためには、国が真摯に検討することが急務であり、地方公共団体は地域の実情に応じた制度の提案を国に対して行っていく必要がある。

キーワード：都市農業振興基本計画，都府県，比較

**Keywords** : Urban Agricultural Promotion Master Plan, Prefectures, comparison

### 1. はじめに

2015年4月に都市農業振興基本法が公布されてから2年余が経過した。都市農地・農業は、環境保全や防災、教育等の多面的機能を有することから、都市において極めて重要なものとなっていることから議員立法により制定された。

これまでの間、2016年5月には、同法第9条に基づいて政府が定める都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画となる『都市農業振興基本計画（以下、国基本計画という）』が閣議決定された（農林水産省・国土交通省、

---

<sup>†</sup> 大阪産業大学 デザイン工学部環境理工学科教授

草稿提出日 11月16日

最終原稿提出日 11月16日

2016)。国基本計画では、都市農業振興基本計画の地方計画の策定について、国基本計画や新たな都市農業振興制度も参考とし、都道府県及び市町村による地方計画が可能な限り早期に作成され、関連する施策との連携を図りつつ、地域の実情に応じた施策が推進されるよう、国から積極的に働きかけるとともに、必要な情報の提供等適切な支援を行うとしている（国土交通省、2016）。今後、この基本計画の策定の後に、同法第13条に基づき、政府及び地方公共団体は「土地利用計画」を策定することとなる。国基本計画では、例えば、市街化区域から市街化調整区域への逆線引きの促進、老朽化した建物のある土地の農地への転用など、従来にはみられなかった土地利用に関する記述があり、政府が都市農業に関して根本的な転換を図ろうとしていることが伺われる。このことから今後策定される「土地利用計画」が将来にわたり都市農地を保全していく上での鍵を握るものと推察される。

これまで筆者は、三大都市圏の中心をなす東京都・愛知県・大阪府を研究対象地域として、1990年以降の都市における農業の変化を把握してきた（石原2014、石原2016、石原2017）。しかし、各都府県でこれまでどのような都市農業振興施策が行われてきたかについては、東京都については把握をしているものの、愛知県や大阪府については把握をしておらず、このため比較もしていない。また、国の基本計画の閣議決定後の地方公共団体の策定する都市農業振興基本計画について考察したものはみられない。

そこで、本稿では、三大都市圏の中心をなす東京都・大阪府・愛知縣を研究対象地域として、従前の都市農業振興施策の実施状況を把握した上で、本稿執筆時である2017年10月までに策定された6都府県の都市農業振興基本計画を把握し、それらの比較を行い、今後の政策課題を明らかにすることを目的とする。

## 2. 研究対象地域および研究方法

### (1) 研究対象地域

従前の都市農業振興施策の実施状況については、三大都市圏の中心をなす東京都・大阪府・愛知縣を研究対象地域とする。都市農業振興基本計画については、本稿執筆の2017年10月までに策定された埼玉県と東京都、神奈川県、愛知縣、大阪府、兵庫縣の6都府県を研究対象地域とする。

## （２）研究方法

本稿では、次の方法で調査を行っている。これまでの農業振興施策の状況については、研究対象地域の３都府県で公表されている行政資料である計画、指針、事業概要などを入手するとともに、関係する条例などについても把握を行う。その上で、３都府県の都市農業振興施策の比較を行う。都市農業振興基本計画については、当該計画を入手し、比較を行う。これらの把握や比較を行った上で、今後の政策課題を明らかにする。

## ３．従来の都市農業振興施策

まず、三大都市圏の中心をなす東京都と大阪府、愛知県の３都府県を対象として、これまでの都市農業振興施策の実施状況を把握しておく。

東京都は、2001年12月に『東京農業振興プラン 新たな可能性を切り拓く東京農業の挑戦』を策定し、その後、2012年3月に、2022年を目標とした『東京農業振興プラン 都民生活に密着した新たな産業・東京農業の新たな展開』に改定されている。東京都では、農協が共同農産物直売所を整備することで、卸売市場を経由せず、消費者に直接販売する農家の割合が高くなっている。また、ブルーベリー生産が増加し、観光農園の整備が進められるとともに、区市町が整備する市民農園よりも農家が取り組む農業体験農園の整備が進められてきている。このことから、国が本来中間山地等の地域活性化を目指すとしている六次産業化や農商工連携の取組の指標となっている農家の農業関連事業の取組に照らすと、東京都が最も高い割合を示す結果となっている。このような結果をもたらした要因として、従前は国の補助事業が都市における農業に対して一般的に行われていないことから、東京都が独自の施策として行ってきた補助事業を農家や農協が活用して行ってきたことによるものと考えられる。なお、東京都では、都市農業を振興するための条例は制定していない。

大阪府は、2002年3月に、大阪の農林水産業の振興と自然資源の保全・活用の方針を明らかにする『大阪府新農林水産業振興ビジョン』を策定している。その後、2005年6月に、『大阪農業・元気倍増・普及プラン』が、さらに2012年3月に『おおさか農政アクションプラン』が策定されている。また、この間に、都市農業の振興のみに特化したものではないが、2008年4月に『大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例』が施行されている。大阪府の多くの市町村では稲作農家が多く、北部の豊能や三島、北河内などでは特にその傾向が強い。しかし、果樹農家の多い南河内や中河内、あるいは野菜農家が多い泉南や泉北などの地域が引き続き存在している。農業関連事業等に取り組む農家を

みると、その多くは直売であり、観光農園等がみられるものの、他の取組はそれほど多くはない傾向にある。

愛知県は東京都や大阪府と異なり、日本で有数の農業県である。また、愛知県では、生産緑地法の適用を受ける特定市は尾張地域と西三河地域の市に限られ、東三河地域の市は特定市にはなっておらず、この点でも全市が特定市である東京都や大阪府と異なる。愛知県は、2008年4月に、『食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例』を施行している。この条例に基づき、食と緑に関する施策の基本的な方針として、2009年2月に『食と緑の基本計画』が策定され、その後、2011年5月に『食と緑の基本計画2015』が、さらに2016年3月に『食と緑の基本計画2020』が策定されてきている。条例を制定した上で計画を策定している点で、東京都や大阪府と異なる。愛知県における2010年の全体の農家数に対する農業関連事業等に取り組む農家数の割合をみると、それほど高くなく、名古屋市守山区、緑区、天白区、瀬戸市、犬山市、尾張旭市、阿久比町など、名古屋市やその周辺などの地域に多い傾向にある。

以上のように、3都府県は、それぞれの大都市圏の中心をなすものであるが、いずれも農業振興に係る計画を策定してきていた。ただし、それぞれの管内の自然的条件や社会的条件が異なっていることから、自ずと異なった計画となり、それに基づき施策が実施されてきたものと考えられる。また、条例については、大阪府と愛知県では制定されているが、東京都では制定されていない。これらを表1に示した。

表1 3都府県における従前の都市農業振興施策

	農家数	農地	農地の内訳	当初の生産緑地指定率	条例の有無	計画の有無	農業関連事業の実施割合	特徴的な事項
東京都	少	少	畑多	高	無	有	高	都単独費補助
大阪府	少	少	田多	中	有	有	中	条例とリンクした府単独費補助
愛知県	多	多	田多	低	有	有	低	都市と農村の交流が基本的な基調

#### 4. 都市農業振興基本法に基づく地方基本計画

前章では、従来の都市農業振興施策について東京都と大阪府、愛知県の3都府県を対象として比較したが、筆者がこれまで確認した限り、3都府県以外に埼玉県、神奈川県、兵庫県の3県において都市農業振興基本計画が策定されている。そこで、これら6都府県について、策定期期の早い順に以下みていくこととする。

2016年11月に、兵庫県が全国で初となる『兵庫県都市農業振興基本計画』を策定している。兵庫県では、この基本計画の策定にあたり審議会に諮問し、その答申をふまえている。この計画における「都市農業」とは、都市農業振興基本法第2条において定義する「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」としている。兵庫県においては、2010年2月に『都市農業推進方針』を策定し、阪神地域の特定市の市街化区域内農地を本拠とする農業に重点を置いて、都市農業振興が図られてきていたが、今回の計画では広く対象地域が拡大されている。計画期間は2016年度から2025年度までの10年間としている。この計画における「都市農業」とは、都市農業振興基本法第2条において定義する「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」としている。施策体系は、「1 産業としての持続的な発展」、「2 営農の継続による多様な機能の発揮と農地の活用（自給的農家・自営困難な農地所有者）」、「3 「農」のある暮らしづくり（地域住民）」となっている。また、国への提案がみられることが特徴的であり、「1 生産緑地制度の見直し」、「2 相続税納税猶予制度の見直し」、「3 固定資産税等の農地保有コストの低減」、「4 都市農地の貸し手と借り手を結び付ける仕組みづくり」の4点が指摘されている。

2017年3月になると、埼玉県と神奈川県、愛知県で策定されている。

埼玉県では、『埼玉県都市農業振興計画』を策定している。埼玉県は、この計画の策定にあたり市町村、農業協同組合などに意見照会し、その回答を加味した計画としている。埼玉県においては、2016年3月に『埼玉農林業・農山村振興ビジョン』を策定し、総合的な農林水産業の振興に取り組んできていた。この中で、地域と調和した都市農業の振興を目指してきており、首都圏に立地している同県における都市農業の重要性に鑑み、このビジョンを基軸としつつ、都市農業の有する多様な機能の発揮を通じ、農業者と地域住民が共存することにより、都市農業が将来にわたり安定的に継続されることを目的として、都市農業振興基本法に基づく地方計画として『埼玉県都市農業振興計画』は策定されている。この計画の対象とする区域は、基本法において都市農業が市街地及びその周辺の地域において行われる農業と定義されていることから、市街化区域及び非線引き都市計画地域における用途地域内農地を中心とし、それと一体となって農業が展開されている周辺部（農業振興地域を除く）を基本とすることとしている。また、都市近郊で営農を通じて特徴的な緑地空間が維持されている見沼田圃と三富地域も対象とすることとなっている。計画期間は、都市農業振興基本法上、地方計画は期間を限るものとはされていないとし、一定期間経過した場合には、効果の検証など計画の進捗状況をふまえ、必要に応じて見直しを行うものとするとしている。施策の体系は、「1 担い手の育成・確保」、「2 生産環境の整備と技術支援」、「3 農産物の地元での消費の促進」、「4 農作業を体験することができる

環境の整備」, 「5 学校教育での農作業の体験機会の充実」, 「6 都市農業の有する多様な機能の発揮」, 「7 県民の理解と関心の増進」, 「8 見沼田圃及び三富地域における農業振興」となっており, 国の基本計画に沿いつつ, 見沼田圃と三富地域について特段の配慮がなされている。

神奈川県では, 地方基本計画となる『かながわ農業活性化指針』の策定にあたり審議会に諮問し, その答申をふまえている。計画の位置づけをみると, 神奈川県では, 2006年に『神奈川県都市農業推進条例』を施行した。この条例に基づき『かながわ農業活性化指針』が策定され, 基本的施策の総合的かつ計画的な推進が図られていた。条例では, 「定期的に指針を検証し, 必要に応じ指針の変更を行わなければならない」とされており, 国の動向をふまえ, この指針の改定が必要とされていた。この指針を改定し, 都市農業振興基本法第10条に基づく地方基本計画として位置づけている。計画期間は, 10年後の2026年度を目標としている。対象とする地域は元の指針が県全域を対象としており, それを踏襲している。施策体系は「1 県民ニーズに応じた農畜産物の生産と利用の促進」, 「2 安定的な農業生産と次世代への継承」, 「3 環境と共存する農業」としている。

愛知県では, 『愛知県都市農業振興計画－都市と農の共生と発展に向けて－』の策定にあたり検討会を設置している。この計画は, 都市農業振興基本法第10条に基づき定めるものであり, 愛知県の『食と緑の基本計画2020』や関連施策の都市農業に関する分野別計画として位置づけ, 都市農業者や地域住民, 行政や関係団体の取組指針とするものとしている。この計画における「都市農業」とは, 都市農業振興基本法第2条において定義する「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」としている。計画期間は, 概ね10年後とされている。施策体系は, 「1 都市農業の安定的な継続」, 「2 農と緑に恵まれた都市環境の形成」, 「3 農のある豊かな暮らしの享受」となっている。

2017年5月に, 東京都は『東京農業振興プラン 次代に向けた新たなステップ』を策定している。東京都では, この計画の策定にあたり審議会に諮問し, その答申をふまえている。前節で記した2012年3月に策定した前プランの『東京農業振興プラン 都民生活に密着した産業・東京農業の新たな展開』から5年が経過し, 東京農業を取り巻く社会情勢が変化中, 将来を見据えた実効性ある農業振興施策や農地の保全に向けた国の制度改正などが必要となっていることから, 新たな東京農業振興プランを策定することとし, 都市農業振興基本法における, 東京都の地方計画を兼ねるものとするとしている。この計画では, 都市地域, 都市周辺地域, 中山間地域, 島しょ地域の4つの地域に分けられ, 振興方策が記されている。計画期間は2017年度から概ね10年後を見据えるものとするが, 経済・社会情勢の変化や施策の進行状況などにより, 必要に応じて見直しを行うものとしている。

施策の体系は、「1 担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開」、「2 農地保全と多面的機能の発揮」、「3 持続可能な農業生産と地産地消の推進」からなる。また、兵庫県と同様に、国への提案がみられることが特徴的であり、「1 貸借された生産緑地に対する相続税納税猶予制度の適用」、「2 営農に必要な農業用施設用地などへの相続税納税猶予制度の適用」、「3 生産緑地の買取り支援」、「4 新たな物納制度の創設」の4点が指摘されている。

2017年8月に、大阪府は『新たなおおさか農政アクションプラン』を策定している。大阪府では、この計画の策定にあたりパブリックコメントを実施し、その結果をふまえている。また、計画の推進にあたり、大阪府農業振興地域整備審議会に評価・点検するための部会を設置し、各取組の「5年後の目標」に対する実績について毎年度、評価を受けることとしている。この計画では、2012年策定の『大阪府新農林水産業振興ビジョン』の基本目標「府民とともにめざす豊かな「食とみどり」の創造」を実現するため、2012年3月に策定した『おおさか農政アクションプラン』の成果をふまえ、長期的に人口減少社会が進展していく社会情勢を見通しつつ、10年後に実現を目指す農政の姿を設定し、5年後を目標年次とした取組を示し、推進を図るとしている。また、この計画は都市農業振興基本法に基づく地方公共団体が定める都市農業の振興に関する計画の大阪府版を兼ねるものとするとしている。計画期間は、2017年度から2021年度までの5年間としている。このプランの対象となる地域は、前節で記した『大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例』において、都市農業を「府民に新鮮で安全安心な農産物を供給するとともに、多様な公益的機能を発揮している府の区域において行われている農業」と定義していることから、府内全域としている。施策の体系は、「1 農業でかっこよく働こう！（しごと）」、「2 農でくらしを愉しもう！（くらし）」、「3 農空間をみんなで活かそう！（地域）」からなる。また、この計画では、「的確な土地利用に関する考え方」が記されているのが特徴的であり、「1 区域区分の運用、都市計画のマスタープランにおける都市農地の保全の位置づけ」、「2 生産緑地制度の活用」、「3 新たな土地利用計画制度の方向性」の3点を挙げている。

ここで、6都府県の基本計画を比較してみよう。まず、策定プロセスをみると、兵庫県と神奈川県、東京都は審議会で、愛知県は検討会を設置し、埼玉県は市町村や農協への意見照会で、大阪府はパブリックコメントを実施し、それぞれ方法は異なるものの外部の意見を取り入れて計画を策定している。計画の根拠は、いずれの都府県も都市農業振興基本法第10条に基づく地方基本計画として位置づけているが、元となる指針や計画があり、それらを発展させたものと考えられる。計画の対象範囲をみると、神奈川県と東京都、大阪

府は管内全域を対象としている。愛知県は都市農業振興基本法第2条の範囲としている。兵庫県や埼玉県は全県を対象としてはいないが、従来対象としていた地域よりも広範囲な地域を対象として明示している。いずれもが、生産緑地法の特定市だけでなく、より広域な範囲を計画の対象と位置づけているといえる。施策体系は、優先順位は若干異なるものの、都市農業の継続、都市における農のある暮らし、良好な都市環境の形成への寄与に着目したものとなっている。表2に6都府県の施策の体系を記載した。施策の柱の立て方は異なるものの、項目をみていくと、ほぼ同様の施策が網羅されているといえよう。

## 5. 今後に向けた政策課題

このように東京都と愛知県、大阪府の3都府県ではこれまでの計画を踏襲しつつ、新たな展開を促すものとなっていると考えられる。神奈川県もこれら3都府県と同様の性格にあると考えられる。埼玉県と兵庫県については、都市農業の範囲を設定し、新たな計画策定を行ったと考えられる。なお、愛知県については、生産緑地法の特定市の範囲に限らず計画の対象地域を拡大していることから、埼玉県や兵庫県と同様の性格を帯びている点で、東京都や神奈川県、大阪府と少し異なるものといえよう。

今後、国民の都市農業に対する理解や参画を促すとともに、都市農業振興基本法第13条に基づく土地利用に関する計画がその効果を発揮できるような計画としていく必要があると考える。その上で、未だ大きな政策課題が残っているものとする。本稿作成の2017年10月時点において、都市農業振興基本法第13条に基づく土地利用計画の策定の動きはみえない。2017年3月に、都市農業振興基本法の制定をふまえ、生産緑地法の改正が行われている。生産緑地法は、1974年に制定され、1992年に大きな改正が行われており、この時に、市街化区域内の農地を保全すべき農地である「生産緑地」と市街化を進める「宅地化農地」に区分することとなった。生産緑地は、都市計画決定されており、地主である農家の意向で転用はできない。しかし、生産緑地法では生産緑地の指定後30年を経過すれば市への買取申請が可能とされている。このことから、2022年に生産緑地の買取申請が一気に起こる可能性がある。いずれの市においても、大量の農地を買い取るだけの財政的状況にあるとは考えにくく、市が買い取れない場合、民間が農地を宅地として取得することが可能となる。このことが、「生産緑地2022年問題」といわれている。2017年3月の生産緑地法の改正は、この問題を回避する方策として、生産緑地の指定を10年延長する選択肢を設けたものであるが、延長するか否かは地主である農家が選択することになる。2015年度に行われた東京都の農家への意向調査によれば、「農地として利用するつもり」という意向は

都府県が策定した都市農業振興基本計画の比較（石原 馨）

表2 6都府県の施策の体系

<p>東京農業振興プラン</p> <p>I 担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 多様な担い手の確保・育成</li> <li>2 意欲ある農業者などの経営力の強化</li> <li>3 施設化や基盤整備などによる生産力の強化</li> </ol> <p>II 農地保全と多面的機能の発揮</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地保全に向けた新たな取組</li> <li>2 防災や環境保全機能による都市への貢献</li> <li>3 多様な農作業の体験機会の充実</li> <li>4 都内産の花と植木による都市緑化の推進</li> </ol> <p>III 持続可能な農業生産と地産地消の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 持続可能な農業生産による農産物の提供</li> <li>2 植物・家畜防疫対策の強化</li> <li>3 都内産農畜産物の地産地消の拡大</li> </ol>	<p>愛知県都市農業振興計画</p> <p>I 都市農業の安定的な継続</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 担い手の確保・育成</li> <li>2 農産物の供給機能向上</li> </ol> <p>II 農と緑に恵まれた都市環境の形成</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災、景観形成、環境保全機能の発揮促進</li> <li>2 的確な土地利用に関する計画策定と緑地保全</li> </ol> <p>III 農のある豊かな暮らしの享受</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農産物の地元での消費促進</li> <li>2 農作業体験に関する環境整備</li> <li>3 県民の理解と関心の増進</li> </ol>	<p>新たなおおさか農政アクションプラン</p> <p>I 農業でかっこよく働こう！</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ビジネスマインドを持つ農業者の育成</li> <li>2 農業を新たな「仕事」にできる機会の拡大</li> <li>3 農業ビジネスを加速させる技術開発・普及・農地利用の促進</li> <li>4 地産地消を支える農業者の育成と生産の振興</li> <li>5 大阪産（もん）の全国ブランドとしての流通や海外販売</li> </ol> <p>II 農でくらしを愉しもう！</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農を知る機会の充実</li> <li>2 大阪産（もん）を食べる機会の充実</li> <li>3 農業・農空間での交流・体験機会の充実</li> </ol> <p>III 農空間をみんなで活かそう！</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業・農空間での活動に参加しやすい仕組みづくり</li> <li>2 農を活かした地域づくりの推進</li> <li>3 地域力による安全安心の確保</li> </ol>
<p>埼玉県都市農業振興計画</p> <p>I 担い手の育成・確保</p> <p>II 生産環境の整備と技術支援</p> <p>III 農産物の地元での消費の促進</p> <p>IV 農作業を体験できる環境の整備</p> <p>V 学校教育での体験機会の充実</p> <p>VI 都市農業の有する多様な機能の発揮</p> <p>VII 県民の理解と関心の増進</p> <p>VIII 見沼田圃及び三富地域における農業振興</p>	<p>かながわ農業活性化指針</p> <p>I 県民ニーズに応じた農畜産物の生産と利用の促進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県民の求める食の提供</li> <li>2 農畜産物のブランド力の強化と6次産業化の推進</li> <li>3 食の安全対策と食育の取組</li> </ol> <p>II 安定的な農業生産と次世代への継承</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新規就農の促進と中核的経営体の育成</li> <li>2 「トップ経営体」の育成</li> <li>3 畜産経営の体質強化に向けた総合的な取組</li> <li>4 女性の力を活かした経営発展の促進</li> <li>5 技術開発と経営安定の取組</li> <li>6 生産基盤の整備</li> </ol> <p>III 環境と共存する農業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地等の活用・保全</li> <li>2 農業体験と交流の場の確保</li> <li>3 環境保全型農業と畜産環境対策の推進</li> <li>4 鳥獣被害対策の推進</li> </ol>	<p>兵庫県都市農業振興基本計画</p> <p>I 産業としての持続的な発展</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 収益性の高い農業の推進</li> <li>2 農産物の地元消費の推進</li> <li>3 農業体験機会の提供による経営の多角化</li> </ol> <p>II 営農の継続による多様な機能の発揮と農地の活用</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域との共生による営農の継続</li> <li>2 「農」による多様な機能の発揮促進</li> <li>3 新たな担い手による農地の活用</li> </ol> <p>III 「農」のある暮らしづくり</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域農業に関する理解の促進</li> <li>2 「農」を通じた地域コミュニティの形成</li> </ol>

資料：各都府県都市農業振興基本計画より筆者作成

34.0%に過ぎず、指定から30年経過後すぐ区市に買取申出したいが8.2%であり、わからないが53.3%となっている（東京都産業労働局農林水産部，2016）。都市農業振興基本法ができながら、都市農業の基盤となる生産緑地が大幅に減少する危機に直面しているのが現実である。このような実情から、早期に以下の3点の政策課題を解決していくことが必要であろう。

第一に、相続税納税猶予制度の適用範囲の拡大である。税制の改正については未だ具体的な方向が明示されていない。農地は都市に残る貴重な自然的資源であり、農業経営が相続の発生により受ける影響を小さくする必要がある。

第二に、市街化区域内農地の貸し借りを可能にすることである。農業振興地域では、農業経営を拡大しようとする者が農地を拡大しやすいようにする制度があるが、市街化区域内では適用されていない。市街化区域内でも専業農家が残る地域は多く、農業経営を拡大しようとする者が農地を借り入れられる制度を構築する必要がある。

第三に、農家以外の者が農業に従事する際のハードルを低くすることである。農村部のみならず、大都市圏においても農業の担い手の確保は大きな課題である。これまで、農業は基本的に世襲であった。新たに農業を営もうとする者が容易に参入できるようにする必要がある。

これら3点の政策課題を解決することが必要であり、このためには、国が真摯にこれらを検討することが急務であり、地方公共団体は地域の実情に応じた制度の提案を国に対して行っていく必要がある。

## 付記

本稿は、日本地域政策学会第15回【大阪】大会（2016年7月，関西大学）および日本地域政策学会第16回【千葉】大会（2017年7月，中央学院大学）で口頭発表した内容に、その後の動向をふまえ修正・加筆したものである。本研究の一部は科研費（研究活動スタート支援）15H06741の助成を受けたものである。

## 参考文献

- 愛知県農林水産部農林総務課『食と緑の基本計画』，2009年2月。
- 愛知県農林水産部農林政策課『食と緑の基本計画2015』，2011年5月。
- 愛知県農林水産部農林政策課『食と緑の基本計画2020』，2016年3月。
- 愛知県農林水産部農業振興課『愛知県都市農業振興計画 -都市と農の共生と発展に向けて-』，2017年3月。

## 都府県が策定した都市農業振興基本計画の比較（石原 肇）

- 石原 肇「1990年以降の東京都の都市における農業の変化」『地球環境研究』第16巻, 2014年3月, 21-36ページ。
- 石原 肇「1990年以降の大阪府の都市における農業の変化 - 都市農業振興基本法の制定をふまえて-」『日本都市学会年報』第50巻, 2016年5月, 307-314ページ。
- 石原 肇「1990年以降の愛知県の都市における農業の変化 - 都市農業振興基本法の制定をふまえて-」『大阪産業大学学会論集 人文・社会科学編』第29号, 2017年3月, 77-86ページ。
- 大阪府『大阪府新農林水産業振興ビジョン』, 2002年3月。
- 大阪府『大阪農業・元気倍増・普及プラン』, 2005年6月。
- 大阪府『おおさか農政アクションプラン』, 2012年3月。
- 大阪府『新たなおおさか農政アクションプラン』, 2017年8月。
- 神奈川県『かながわ農業活性化指針』, 2017年3月。
- 国土交通省『都市農業振興基本計画』, 2016年5月。
- 埼玉県『埼玉県都市農業振興計画』, 2017年3月。
- 東京都産業労働局農林水産部『平成27年度都市農業実態調査 都市農業者の生産緑地の利用に関する意向調査結果報告書』, 2016年1月。
- 東京都産業労働局農林水産部農業振興課『東京農業振興プラン 都民生活に密着した新たな産業・東京農業の新たな展開』, 2012年3月。
- 東京都産業労働局農林水産部農業振興課『東京農業振興プラン 次代に向けた新たなステップ』, 2017年5月。
- 東京都産業労働局農林水産部農政課『東京農業振興プラン 新たな可能性を切り拓く東京農業の挑戦』, 2001年12月。
- 兵庫県『兵庫県都市農業振興基本計画』, 2016年11月。

### 補遺

脱稿後の2018年3月6日に、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律案」が内閣提出法案として国会に提出された。本稿校正時の2018年3月15日現在審議中であるが、この法案が成立することで、本稿で示した「5 今後に向けた政策課題」の解決に向けた取組が促されるものと期待される。